平成２２年（再ロ）第１０１５３号
東京都世田谷区池尻３－５－38
再生債務者　太田　武志
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１５４号
東京都世田谷区池尻３－５－38
再生債務者　太田　成代
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
川崎市川崎区四谷上町26番19―１号
再生債務者　末吉　一樹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００９号
東京都東村山市本町２丁目33番地４セザールプラザ東村山403
再生債務者　上野　知孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第２１号
大阪府河内長野市旭ケ丘17番17号
再生債務者　髙橋　真一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
山形市嶋北１丁目10番11号
再生債務者　大塚　乗美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月30日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第３号
山形市嶋北１丁目10番11号
再生債務者　大塚　孝一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月30日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第７号
岡山市南区藤田777番地19
再生債務者　安納　沙織
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月30日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第２号
茨城県稲敷市江戸崎甲3091番地
再生債務者　野口　光弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月30日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１００３６号
千葉県千葉市中央区蘇我５－６－１―103
再生債務者　小林　則之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年11月29日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。
記
1　この合併の概要は次の通りです。
2　効力発生日は、当初、平成二十二年十月十三日付合併契約書において平成二十三年一月一日ととり定められておりましたが、その後、平成二十二年十一月二十二日付合併契約書変更覚書において、効力発生日を平成二十三年二月一日に変更することとなりました。
3　合併後存続する甲の資本金の額は、九千九百五十万円となります。なお、合併による資本金の額の増加は行いません。
4　甲は、平成二十二年十二月十五日に一株を二十五株に株式分割し、発行済株式総数を四万九千七百五十株に変更予定であり、この発行済株式総数を前提として、甲は合併に際して普通株式二万五千五百八十五株を発行するものとし、効力発生日直前の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載された株主（実質株主を含む。）に対し、その所有する乙の株式一株につき、甲の株式一株の割合をもって割当交付する。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ては行いません。
5　乙の保険契約者の合併後における権利は合併効力発生日において一切変更無く甲に引き継がれます。
6　この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
7　また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号をアイアル少額短期保険株式会社に変更いたします。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://gakuso.co.jp
（乙）http://www.rise-s.co.jp/company.html

平成二十二年十二月八日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目十三番六号　（甲）学総株式会社
代表取締役　上野　直昭
東京都中央区京橋一丁目一番九号千疋屋ビル四階　（乙）ライズ少額短期保険株式会社
代表取締役　安藤　克行

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十二月二十五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年三月二十五日までにお申し出下さい。
平成二十二年十二月八日
長崎市鳴滝二丁目七番一八号　（甲）財団法人金子岩三奨学財団
理事長　金子　岩久
長崎市大黒町一四番五号　（乙）財団法人蛭子海難遺児基金
理事長　金子　源吉

吸収分割公告

当社（乙）は、平成二十二年十一月二十五日に開催された取締役会において、吸収分割によって、当社が消防事業部東京営業所及び千葉営業所において行っている消防設備の保守・点検及び販売などの消防事業に関する権利義務を能美防災株式会社（甲、住所東京都千代田区九段南四丁目七番三号）に承継させることを決議いたしました。
この分割の効力発生日は平成二十三年二月一日であり、乙は会社法第七八四条第三項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの分割を決定しておりますす。
この分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十三日
掲載頁　七十六頁（号外第一五四号）
平成二十二年十二月八日
東京都大田区羽田空港一丁目五番一号
株式会社ＪＡＬテクノサービス
代表取締役　坂倉　潤一